

2026年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：刑法・刑事訴訟法

(配点：120点)

### 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。  
解答用紙は、全部で6ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。  
解答用紙は、6ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、  
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は4ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HBかB）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。
- 9 営利目的で複製、転載、転用することを禁止する。また、入試問題を二次利用する場合は別途著作権許諾処理等を行うこと。

(空 白)

(刑法・刑事訴訟法)

第1問 (刑法)

X (30歳代、男性)は、酒場で隣り合ったA (20歳代、女性)と意気投合し、共に飲酒している姿をAにスマホで撮影させるなどして、しばらく和やかに杯を酌み交わしたが、Aが泥酔して正体を失い退店を促されたので、同人を支えながら席を立った。Xは、Aを送り届けるため、タクシーを探したが、なかなか空車を見つけることができず、しばらく休憩するつもりで場所を探して移動する途中に道路沿いのラブホテルを見つけ、Aを連れて入室した。Xはまず、Aの携行していたバッグを床に置き、Aの身体をベッドに寝かせたところでふいに劣情を催し、寝ているAを姦淫した。

ベッドから起き上がって身支度をし、部屋を出ようとしたXは、Aのスマホに自分の写真が残されていることをふと思い出し、ただ写真を消去するためだけに再度ベッドの近くに帰り、床に置かれたAのバッグの中をまさぐった。そのとき目を覚ましたAは、「何してんねん」と強い口調でXを問い詰めた。Xは、慌ててその場から逃げだそうとしたが、Aに着衣の裾をつかまれて進行を遮られた。そこで、乱暴に着衣を引っ張ったところ、はずみでAはベッドから転げ落ち頭部をしたたかに床に打ちつけて気を失った。

Xは、驚いてAの体を揺り動かしたが、まったく動かないので、死んでしまったと思った。そこで、その場に残されたAのバッグの中にスマホが入っているのを見つけ、後で捨てるつもりで取り出した。さらにバッグの中をあらためていると、財布を見つけた。そこでXは、財布から5万円を抜き出して自分のポケットに入れ、ラブホテルの部屋を出た。ラブホテルの敷地から出てしばらく歩くうちに水の流れる側溝があったので、Xは、Aのバッグから取り出したスマホを側溝に投げ捨てた。Aは、ベッドから落ちた際に頭部を打撲し、全治約2週間の脳震盪を起こしたが、生命に別状はなかった。

Xの罪責について論じなさい(特別法違反の点は除く)。

(配点：70点)

第2問 (刑事訴訟法)

司法警察職員であるPらは、宗教団体Aの信者Cが、自動車の使用の本拠地について虚偽の記載をした申請書を提出して自動車登録ファイルにその旨の不実の記載をさせこれを備え付けさせたという、電磁的公正証書原本不実記載罪、同供用罪の嫌疑を抱いた。そして、Pらは、Cの上記行為には宗教団体Aの他の信者が組織的に深く関与しているものと疑った。そこで、司法警察員Pは、被疑者をC、被疑事実を上記の電磁的公正証書原本不実記載および同供用の事実、搜索場所をCが住んでいた宗教団体Aの集団生活施設B、差し押さえるべき物を「組織的犯行であることを明らかにするための磁気記録テープ、光磁気ディスク、USBメモリ、パソコン一式、文書」とする搜索差押許可状を裁判官に請求し、適法に発付を受けた。

翌朝、Pら司法警察職員は当該令状に基づき、集団生活施設Bを搜索した。Pは、同施設の事務室にある、同施設の管理者であり搜索・差押えの立会人であるXの机の引き出しに入っていた被疑事実に関連する文書を差し押さえるとともに、当該文書の脇にUSBメモリ1本があるのを見つけた。

Pは、USBメモリをパソコンに挿入するとパスワードを入力する画面が表示され、これに誤ったパスワードを入力するとUSBメモリに記録された情報を瞬時に消去するコンピュータソフトウェアが社会一般に流通しており、見つけたUSBメモリにも当該ソフトウェアが使用されている可能性が十分あると判断し、その中身を一切確認することなく、これを直ちに差し押さえた。

(配点：50点)

問1 一般に、搜索差押許可状には差し押さえるべき物の記載が必要とされている。その理由を簡潔に説明しなさい。

問2 Pは、Xの机を搜索している最中に、上記USBメモリが発見された引き出しとは別の引き出しに覚醒剤があるのを発見した。その場でこの覚醒剤を適法に差し押さえることはできるか、論じなさい。

問3 問1の解答を念頭に置きながら、上記USBメモリの搜索・差押えが適法かどうか論じなさい。

## <出題の趣旨等 2026年度 刑法・刑事訴訟法>

### 〔出題の趣旨〕

第1問（刑法）は、性的自由の侵害に端を発する行為者の複数の動作が、いずれの犯罪に該当するか、また、そうであれば、どの犯罪を構成するかについて、犯罪論の体系的思考を踏まえて論じることができる能力を問う問題である。客観的構成要件該当性の有無に加え、行為者の主観にも着目し、刑法が予定する主観的事情の有無、現実が生じた事態と行為者の認識の齟齬の有無をも検討したうえで結論を導くことが求められる。

第2問（刑事訴訟法）は、被疑事実と差し押さえるべき物の関連性について問うものである。問1は、捜索・差し押えにあたって、令状に差し押え対象物を明記しなければならない理由を問うている。問2は、令状に記載されていない覚醒剤を差し押さえることの適法性について問うた。関連性がなく本件捜索差し押許可状では差し押さえることはできないが、現行犯逮捕に伴う無令状の差し押え等で対応することは可能であろう。他方、問3は、USBメモリのような電磁的記録媒体について、被疑事実と関係しているかどうかその中身を確認しないまま差し押さえることは許されるのか、を問うものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確におこなうことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

### 〔採点基準〕

#### 第1問について

- ① XがAを姦淫した行為と、これをきっかけに生じた結果について、適切な構成要件を選択し、その該当性を論じているか。
- ② XがAのスマホを取り出した経緯を踏まえて、財産犯に該当する行為があるとすれば、その起点と既遂時期について説明できているか。また、犯罪の成立に必要な主観的要件の充足について説明できているか。
- ③ 財物の占有に関するXの勘違いが帰責に影響を及ぼすかについての考察に基づき、論理的に整合性ある結論を導くことができているか。

#### 第2問について

問1では、裁判官の事前審査により「正当な理由」を欠く強制処分を抑制するため、そして「正当な理由」が認められる範囲内で処分内容を具体的に特定・明示することで執行者の処分を限定する枠を設定するためであることが記述できているか。

問2では、被疑事実との関連性が認められないこと、覚醒剤所持による現行犯逮捕に伴う無令状の差し押え等で対応できることが記述できているか。

問3では、「正当な理由」があると認められるためには差し押え目的物と被疑事実との間

に関連性がなければならぬこと、電磁的記録媒体中に被疑事実に関連する情報が存在する蓋然性が認められ、捜索差押えの現場で関連性を確認していると情報を損壊される危険がある場合に差押えできるとするかが記述できているか。